

2025年6月25日

会員各位

東名厚木カントリー倶楽部

支配人 高橋 秀彰

名義変更料改定および会則一部変更のお知らせ

謹啓、向夏の候、会員の皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当クラブの運営にご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、名義変更料につきましては2021年より現行の通り実施しておりましたがこの度、会員権の価値向上および倶楽部運営を維持・充実していくためには名義変更料の改定が必要と考え、理事会の承認を得たうえで、下記のとおり正会員・平日会員・共通正会員の名義変更料の改定を行うことと致しましたので、会員の皆様にお知らせ申し上げます。

本件につきましては、どうぞ皆様のご理解をいただき、温かいご支援とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

1. 名義変更料改定

1) 会員種別：正会員・平日会員・共通正会員（いずれも一般譲渡の場合）

2) 改定内容：	<対象種別>	<現行>	<改定後>
	正会員（個人・法人）	金220,000円	金275,000円
	平日会員（個人・法人）	金132,000円	金165,000円
	共通正会員（個人・法人）	金220,000円	金275,000円

※上記料金は全て消費税を含みます。

3) 改定実施日：2025年10月1日受付分から適用

※受付とは、会則別紙2の名義変更手続要項に定める条件を満たし、かつ、不備のない必要書類をゴルフ場が受領した時をいいます。

2. 会則一部変更

- 1) 名義変更料改定に伴い、2025年10月1日を効力発生日として会則別紙2「名義変更手続要項」の名義変更料を上記1.の改定内容のとおり変更させていただきます。
- 2) 高齢者の運転免許証返納者が増えてきていることから、会則別紙7-①「住所・所在地変更手続要項」の自宅住所変更手続きにおける必要証憑に、運転経歴証明書を追加致します。

① 必要書類

現 状：運転免許証、健康保険証のいずれかの写し、または印鑑証明書

変更後：運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証のいずれか写し、
または印鑑証明書

※運転経歴証明書は、2012年4月1日以降交付のものに限ります。

② 効力発生日： 2025年10月1日

会則変更箇所につきましては、会則別紙2及び会則別紙7－①の新旧対照表及び改定後の会則（会則本文は変更ございません。）を同封いたしますと共に、クラブハウス内の掲示板に掲示及びホームページ上に開示いたしますので、内容をご確認下さいますようお願い申し上げます。

以上

本件に関するお問い合わせ先
〒243-0308
神奈川県愛甲郡愛川町三増 2607
東名厚木カントリー倶楽部 会員課
電話 046-281-2121

※今回のお知らせは、2025年6月10日時点で弊社に会員登録されている皆様にご案内させていただきます。お知らせ受領時に会員権の売却や退会等されている場合はご容赦ください。